



厚生労働省福島労働局発表

平成23年5月18日

※ 地震関連第80報

| | |
|---|-----------------|
| 担 | 福島労働局労働基準部健康安全課 |
| | 課長 五十嵐 健一 |
| 当 | 主任安全専門官 和田 茂 |
| | 労働衛生専門官 清水 俊明 |
| 電 | 話 024-536-4603 |

東日本大震災に伴う災害廃棄物処理時の 安全衛生確保について

福島県内における災害廃棄物（※1）処理方針

| | |
|----------------|-----------|
| 警戒区域や計画的避難区域 | 当面実施しない |
| 上記以外の浜通り・中通り地区 | 仮置き場の集積まで |
| 会津地区 | 特に制限はない |

東北地方太平洋沖地震に伴う災害廃棄物処理については、重量物の取扱いや粉じん等の有害物により、労働災害発生懸念が高い状態となっています。福島労働局は、事業場や発注機関に対し、特に下記の事項について留意して、災害廃棄物の処理をするよう指導していくこととしています。

記

- 1 グラップル（※2）等建設機械を使用する作業においては、機械の可動範囲に立ち入らないこととし、機械と作業者が接触することによる労働災害を防止すること。
- 2 スレート屋根等石綿が含まれているおそれのある建材については、水をかけ、できるだけ割らずに片づけること。
- 3 粉じんを吸い込まないよう防塵マスクを使用すること。マスクは、ひもを調整して、顔に密着するようにすること。
- 4 服装は、長そで、長ズボン、安全靴等底の厚い履物、丈夫なゴム手袋を着用すること。
- 5 傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をすること。汚泥には、いろいろな細菌が混ざっている場合があり、破傷風等に感染する危険性があること。
- 6 作業場所での飲食・喫煙をしないこと。食事・給水は、休憩所で実施すること。作業場所で飲食等をすると、飲食物とともにほこりを取り込み、健康によくないこと。
- 7 作業後は、粉じんをよく払い、手や顔をよく洗うこと。
- 8 防塵マスクの着用等上記の事項について、教育を実施し、周知を図ること。

※1 「災害廃棄物」 津波又は地震により発生し、屋外に放置された廃棄物

※2 「グラップル」 ドラグ・ショベルのバケットを、木材を挟むアタッチメントに変えた機械

災害廃棄物の撤去作業における 労働災害の防止について

福島労働局

災害廃棄物の処理方針について

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・ 警戒区域及び計画的避難区域 | 当面災害廃棄物処理は実施しない |
| ・ 上記以外の浜通り・中通り地区 | 災害廃棄物処理は、仮置場の集積まで |
| ・ 会津地区 | 災害廃棄物処理の制限はない |

- 1 重機等を使用する作業では、機械の可動範囲に立ち入らないこととし、機械と作業者の接触事故に注意して下さい。
- 2 崩れやすい状態のガレキ等の下に入らないで下さい。
- 3 屋根上等の高所作業では命綱を使用して下さい。
- 4 粉じんを吸い込まないように防じんマスクを着用して下さい。マスクはひもを調整して、顔に密着させて下さい。
- 5 石綿が含まれているおそれのある建材については、水をかけ、原則割らずに片づけて下さい。
やむを得ず小割する場合は水をかけてから割って下さい。
- 6 傷を負った場合はすぐに消毒・治療をして下さい。
- 7 長袖、長ズボン、丈夫なゴム手袋を着用してください。
- 8 作業場所での喫煙・飲食をしないでください。
食事・給水は、休憩所で実施してください。
- 9 作業後は粉じんをよく払い、手や顔を洗ってください。
- 10 上記対策について、教育を実施し、周知を図ってください。

石綿についての注意事項

東北地方太平洋沖地震により被災した建物等に係る解体工事等に
伴う石綿ばく露に注意して下さい。

解体する建物に石綿が吹き付けられている場合、設備の保温材
建材等に石綿が含まれている場合は、法令に基づいた届出及び
処理が必要です。

【 関係法令 ・ 問い合わせ先 】

- 石綿障害予防規則 …… 各労働基準監督署
- 大気汚染防止法 …… 各地方振興局(県民環境部環境課)
郡山市環境保全センター
いわき市環境監視センター
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 …… 各建設事務所
福島市開発建築指導課(福島市内)、郡山市開発建築指導課(郡山市内)
いわき市建築指導課(いわき市内)、会津若松市都市計画課(会津若松市内)
須賀川市建築指導課(須賀川市内)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 …… 各地方振興局(県民環境部環境課)
郡山市廃棄物対策課
いわき市廃棄物対策課

※法令に違反した場合、処罰の対象となる場合があります。

参考文献

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」

「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」

※ 石綿に係る解体工事については、専門の工事業者に依頼して下さい。